3　提案書類の提出場所等
⑴　入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館　厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室就職氷河期世代支援係（15階６号室）　担当：松本　電話：03―5253―1111(内線5695)
メールアドレス：jinkai-hyogaki@mhlw.go.jp
⑵　入札説明書の交付期間　令和３年１月８日～令和３年３月１日入札説明書の交付希望者は電子メールにて交付希望の連絡を入れること
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和３年１月21日13時　中央合同庁舎第５号館　人材開発統括官北会議室（15階国会側）
入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記⑴の場所で入札説明書を入手（無償で配布。事前連絡は不要。）してから参加すること。
⑷　提案書類の受領期限　令和３年３月１日必着
⑸　提案書類の提出方法　原則、上記⑴まで郵送（担当者の職氏名及び連絡先を明記）にて提出すること。
未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。
なお、電報、ＦＡＸ、電子メール等その他の方法による提出は認めない。
4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館　厚生労働省職業安定局雇用保険課経理係（14階８号室）
担当：只熊　電話：03―5253―1111（内線5754)
⑵　入札書の受領期限　令和３年３月１日必着
⑶　入札書の提出方法　本案件は、紙により厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出並びに開札を行う。電子調達システムによる入札は認めない。
また、入札書は原則郵送(書留郵便に限る。)での提出とするが、上記⑴あてに入札書の受領期限までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。
なお、電報、ＦＡＸ、電子メール等その他の方法による提出は認めない。
⑷　開札の日時及び場所　令和３年３月８日11時　当日の立ち会いは不要とする。
5　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、令和３年３月１日（必着）までに競争参加資格に関する証明書を上記４⑴まで提出すること。
未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。
なお、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
さらに、競争参加資格に関する誓約書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
また、入札に参加した者が上記⑶に基づく誓約書を提出せず、虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書等で指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。
ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nagara Kenji, Director of Employment Insurance Division, Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare.
⑵　Classification of the products to be procured : 73
⑶　Nature and quantity of the products to be required : Active public relations activities to the employment ice-age generation etc, 1 set.
⑷　Fulfillment period : From contract date to 31 March, 2022
⑸　Fulfillment place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　satisfy the Grade A, B, or C “offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Health Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020, 2021.
④　Do not go out of Ministry of Health, Labour and Welfare about duties during a period taking a nomination stop.
⑤　prove to have no false statement in tendering application forms or attached documents.
⑥　prove neither the business condition nor credibility is deteriorating.
⑦　meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time-limit for tender : March 1, 2021.
⑻　Contact point for the notice : Tadakuma Hiroki, Accounting Section, Employment Insurance Division, Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 1―2―2, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo100―8916 Japan TEL 03―5253―1111 ex. 5754

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。
令和３年１月８日
支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局
雇用保険課長　長良　健二
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　一般競争に付する事項
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達件名及び数量
教育訓練給付制度情報管理・検索システムの機能等改修に係る業務一式（令和３年度）
⑶　調達案件の仕様書等　仕様書による
⑷　契約期間　令和３年４月１日（予定）から令和３年12月31日。
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額が契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。